

## 本宮市農業委員会 平成30年8月総会 議事録

1. 開催日時 平成30年8月20日(月)午後1時30分

2. 開催場所 サンライズもとみや 2階「第1会議室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番	佐藤 孝昭	2番	渡辺 喜一	3番	渡邊 謙輔
4番	國分 政利	5番	遠藤 政幸	6番	國分 新司
7番	渡邊 孝一	8番	渡邊 平二	9番	伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

		2番	遠藤栄太郎	3番	遠藤 俊雄
4番	遠藤 秀男	5番	國分 隆一	6番	佐藤 一徳
7番	三瓶 和彦	8番	三瓶 修藏	9番	鍋島 正則
10番	根本 市徳	11番	渡邊 善幸	12番	渡邊 利一

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員1番 石橋 広基

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会8月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員1番石橋廣基委員であります。開会を会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会8月定例会を開会いたします。

事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員1番佐藤孝昭委員、農業委員2番渡辺喜一委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

渡邊謙輔委員 議長

会長伊藤 隆一 3番渡邊謙輔委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました、渡邊謙輔です。今回は、國分新司委員、根本市徳委員、渡邊善幸委員で調査を実施しました。去る8月13日(月)、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第41号農地転用に係る事業計画の変更については、一般住宅

への転用です。議案第 42 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、主なものとしましては、一般住宅敷地などの転用です。次に、議案第 43 号現況確認証明願いについては、件番 1 については、農地として活用していなかったとは言え、保全管理により十分に農地として活用が可能な農地であり、非農地とは認められないとの見解に達しました。また、件番 2 及び件番 3 についても、件番 1 同様に保全管理により、耕作は十分可能な農地であり、非農地とは認められませんでした。件番 4 については、非農地と判断致しました。また、件番 4 の申請場所は、土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われます。以上、現地調査委員会の報告といたします。

- 会長伊藤 隆一 7 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。  
事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 局長  
事務局長 7 月定例会許可分は、7 月 25 日付で、許可指令証を交付いたしました。なお、  
\*\*\*\*\*につきましては、採石法との同時許可となるため 8 月下旬に  
交付予定であります。
- 会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告  
につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日  
程に従い議案の審議を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく  
議案を上程します。最初に、件番 1 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長  
事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。  
遠藤政幸委員 議長
- 会長伊藤 隆一 5 番遠藤政幸委員  
遠藤政幸委員 議案第 40 号件番 1 について、8 月 10 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤  
俊雄委員と致しました。件番 1 については、被設定人は農業に従事しており、  
耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認  
められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当  
と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
- 会長伊藤 隆一 推進委員遠藤俊雄委員は補足説明はありますか。  
遠藤俊雄委員 農業委員遠藤政幸委員の説明とおりで。
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、  
件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、件番 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

渡邊孝一委員 議長

会長伊藤 隆一 7 番渡邊孝一委員

渡邊孝一委員 議案第 40 号件番 2 について、8 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を根本市徳委員と致しました。件番 2 については、被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員根本市徳委員は補足説明はありますか。

根本市徳委員 農業委員渡邊孝一委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、件番 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

渡辺喜一委員 議長

会長伊藤 隆一 2 番渡辺喜一委員

渡辺喜一委員 議案第 40 号件番 3 について、8 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員と致しました。件番 3 については、被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員佐藤一徳委員は補足説明はありますか。

佐藤一徳委員 農業委員渡辺喜一委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、  
件番 3 は許可とすることに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1  
項の規定に基づく、件番 3 は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、件番 4 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長  
会長伊藤 隆一 局長  
事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。  
渡邊平二委員 議長

会長伊藤 隆一 8 番渡邊平二委員  
渡邊平二委員 議案第 40 号件番 4 について、8 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を石橋  
廣基委員と致しました。件番 4 については、被設定人は農業に従事しており、  
耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認  
められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 4 につきましては、許可適当  
と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員石橋廣基委員は補足説明はありますか。  
石橋廣基委員 農業委員渡邊平二委員の説明とおりで。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、  
件番 4 は許可とすることに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1  
項の規定に基づく、件番 4 は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、件番 5 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長  
会長伊藤 隆一 局長  
事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。  
渡邊平二委員 議長

会長伊藤 隆一 8 番渡邊平二委員

渡邊平二委員 議案第 40 号件番 5 について、8 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を石橋廣基委員と致しました。件番 5 については、被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 5 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員石橋廣基委員は補足説明はありますか。  
石橋廣基委員 農業委員渡邊平二委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可とすることに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、件番 6 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長  
事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。  
渡邊平二委員 議長

会長伊藤 隆一 8 番渡邊平二委員

渡邊平二委員 議案第 40 号件番 6 について、8 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を石橋廣基委員と致しました。件番 6 については、被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 6 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員石橋廣基委員は補足説明はありますか。  
石橋廣基委員 農業委員渡邊平二委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可とすることに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 40 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 41 号農地の転用にかかる事業計画の変更について農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 42 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長  
 事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長  
 事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長  
 事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 43 号現況確認証明願いについてを上程いたします。最初に、先ほど農地転用現地調査委員の渡邊謙輔委員長の報告にもありましたとおり、件番 1 から件番 3 について一括して事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長  
(事務局朗読・説明)

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 43 号現況確認証明願いについて件番 1 から件番 3 までは、耕作可能な農地と判断し、非農地である証明をしないことに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 43 号現況確認証明願いについて件番 1 から件番 3 までは、非農地である証明をしないことに決定いたしました。次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長  
(事務局朗読・説明)

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 43 号現況確認証明願いについて件番 4 は、非農地である証明をすることに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 43 号現況確認証明願いについて件番 4 は、非農地である証明をすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 44 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長  
(事務局朗読・説明)



- 会長伊藤 隆一 本件の新規設定番号 1 番から 3 番の 3 件の議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 44 号農用地利用集積計画の決定についての新規設定番号 1 番から 3 番の 3 件について、本宮市長より送付された計画案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 44 号農用地利用集積計画の決定について新規設定番号 1 番から 3 番の 3 件について、本宮市長より送付された計画案のとおり決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 次に、議案第 45 号本宮農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 45 号本宮農業振興地域整備計画の変更については、本宮市長より送付された変更案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 45 号本宮農業振興地域整備計画の変更については、本宮市長より送付された変更案のとおり決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
- 事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会を会長職務代理者より申し上げます。
- 会長職務代理者 以上をもちまして、本宮市農業委員会 8 月の定例会を終了いたします。

平成30年8月20日  
(閉会午後2時17分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

---

議席1番委員 佐藤 孝昭

---

議席2番委員 渡辺 喜一

---